

## 第五回障がい者制度改革推進会議 意見提出フォーマット

### 政治参加

#### 選挙に関する情報の保障

##### 1. 選挙広報などの行政の提供する情報についてどう考えるか

広義の参政権の問題であり、障害者が必要とするコミュニケーション手段による情報保障がなされるべきである。点字による公報は整備はされつつあるが、法制度で保障されておらず、自治体の裁量で行われているため、地域格差等、点字を使用する視覚障害者は候補者などの情報を得ることが著しく困難な状況に置かれている。

権利条約第29条(a)の「他の者と平等を基礎として、政治的および公的活動に効果的かつ完全に参加することができることを確保する」と規定している。また、第2条でコミュニケーションを定義している。また、第9条でアクセシビリティを規定し、条約の交渉過程でアクセシビリティは権利保障の基礎となる重要なものである、とされている。これらの規定から障害者が必要とする方法による情報提供を実施することが必要である。

##### 2. 政見放送などの選挙に関する情報についてどう考えるか

上記1と同様、参政権に関することであり、非常に重要な問題である。しかし、現在はこの権利が保障されていない状況にあるので、早急に改善を図る必要がある。

政見放送の場合の字幕・手話の付与状況は下記の通りである。

	衆議院小選挙区	衆比例代表区	参議院選挙区	参比例代表区	知事選
手話			×		×
字幕		×	×	×	×

字幕が付く政見放送は非常に限られており、手話に関しても、上記の通り参議院議員選挙区選挙と都道府県知事選挙には手話通訳を付けることができない。衆議院議員小選挙区選挙では、政党が自らビデオを制作する際に手話通訳を付けることはできるが、政党の任意である。そもそも全ての政見放送が政党の任意であるため、手話通訳を付けるか否かも政党の任意となっている。やむなく、聴覚障害者関係団体が政見放送ビデオを手話通訳付きで見る会等の取り組みを行っている。その費用は国が助成するという通達はあるものの、聴覚障害者関係団体の負担で賄っているところもある。

このように、聴覚障害者は手話、字幕のつかない政見放送を理解する方法が全くなく、事実上政見放送の利用から排除され、国民の一員として平等に選挙に参加する機会を制限されている。公平を旨とすべき公職選挙においてこのような不公平な状況を放置することは、日本国憲法14条及び権利条約第4条、第29条(a)の規定に違反していると考えられる。全ての政見放送に手話、字幕を付与すべきである。

### 3．国会での議論に関する情報についてどう考えるか

基本的には上記2と同様に、生中継においても手話通訳、字幕を付けて放送すべきである。

#### 選挙の仕組み

#### 1．選挙権、被選挙権に関する欠格条項（成年被後見人であること）をどう考えるか、

選挙権及び被選挙権は、市民の公民権であることから限定すべきではない。そもそも、本来、契約行為に関する後見制度である成年後見制度を、全く関係のない参政権の行使に流用すること自体が間違っている。成年被後見人から選挙権が剥奪されるとする公職選挙法第11条1項は削除されるべきである。

#### 2．投票所への移動支援をどう考えるか

移動支援等の障害福祉サービスを利用可能とするべきである。

選挙権行使は、国民の権利及び義務であることから、移動支援等の障害福祉サービスを利用している場合は、障害当事者の求めに応じて、投票に際して、必要に応じて、別枠でサービス利用を可能とすることが必要である。

#### 3．投票所の物理的バリアーをどう考えるか

早急になくすべきものであると考える。

#### 4．投票所内での障害に応じた必要な配慮をどう考えるか

日本は投票に自署式（候補者氏名を投票者が自ら書く方式）を採用している、まれな国である。それに関わらず、例えば、知的障害や身体障害等のために識字や筆記に支援が必要な場合にも投票を行うために必要な投票所内での配慮がなされていないなどの問題がある。知的障害のある人たちへの対応については、地方選挙においては記号投票あるいは代理投票、衆参議院選挙では代理投票が行われてはいるが、各市町村や投票所の対応に開きがあり、知的障害者が投票しづらい状況にある。このような状況は、障害に基づく差別を禁止し、第29条(a)の「他の者と平等を基礎として、政治的および公的活動に効果的かつ完全に参加することができることを確保する」という条項に反するものである。

重度の身体障害者については、本人の希望に応じて介助者の投票所内への同行及び代筆

を認めるべきである。選挙行為時は、介助者の同行と介助が認められていないことから、当該障害者の投票所内での車いす移動等における対応や、言語障害のある障害者は、選挙管理員とのコミュニケーションに不安や問題をかかえている。介助者の同行と代筆を認めるべきであろう。

## 5．投票所内で投票できない場合の現行の代替措置（郵便投票など）をどう考えるか

郵便投票については、多くの障害者に周知されていない。郵便投票に関する広報が必要である。郵便投票はその前提として、本人の希望に基づき実施するもので、強制的な措置としてはならない。

現在、投票所では、介助者の代筆等が認められておらず（自署式の問題であり、上記4とも関連する）入所施設や病院によっては、施設職員等の直接処遇職員等が、対応している。障害者の権利行使上の大きな問題である。早急に改善を図る必要がある。

## 6．点字投票の場合における投票の秘密をどう考えるか

点字を使う視覚障害者にとって、点字投票が参政権の行使の上で必ず必要なものである。これを前提に秘密投票が守られる仕組みが必要である

### 政治活動

#### 1．障害者が候補者としての選挙活動や政党の活動等に参加する際に必要な支援をどう考えるか

選挙活動、政党活動における必要な支援は合理的配慮として位置づけをすべきであり、行われなない場合は差別にあたると考える

また、法制度の改正が必要になる。例えば、公職選挙法における手話通訳者の取り扱いについては早急に見直すべきである。公職選挙法の（実費弁償及び報酬の額）第197条の2の2，3，4において、手話通訳者が政党や候補者の「選挙運動に従事する者」として以外、認められないという問題がある。条約では、第2条で手話は言語ならびにコミュニケーションとして定義され、第21条で自ら選択するコミュニケーションによって、表現や意見、情報伝達の自由についての権利を確保する、とある。手話通訳者とは、聴覚障害者のコミュニケーションを保障し、政治参加の権利を保障するためのものである。一律に選挙運動に従事する者となるのは、通訳者本来のあり方としては間違っており、上記法規定は改正されるべきである。

## 公的活動

### 1. 障害者が福祉や教育、人権等の公的活動を行う障害者の組織を結成し、参加する際に必要な支援をどう考えるか

上記「政治活動」と同様に、必要な支援は合理的配慮として位置づけをすべきであり、行われない場合は差別にあたると考える

## その他

### (1) 最高裁判所裁判官国民審査における情報保障(第4条、第29条関連)

最高裁判所裁判官国民審査の際の点字による裁判官等の情報が保障されておらず、29条等に定める公的活動への参加において、視覚障害者が不利益をこうむっている。早急に改善すべきである。

### (2) 差別禁止法制度の必要性について

政治及び公的活動への参加に関しても、実質的な機会の平等を確保するためには、障害に基づく差別を禁止し、合理的配慮の提供を義務として定める法制度が必要であると考え